

3 西選第70号
令和3年5月11日

審査庁
東京都選挙管理委員会
委員長 澤野 正明 様

処分庁
西東京市選挙管理委員会
委員長 鈴木 久 幸



弁 明 書

山口あずさ外 57 名（以下「異議申出人ら」という。）が令和 3 年 2 月 22 日に提起した令和 3 年 2 月 7 日執行西東京市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）に対する西東京市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）の決定（令和 3 年 3 月 30 日付け決定。以下「本件決定」という。）についての山口あずさ外 84 名（以下「申立人ら」という。）からの審査申立て（以下「本件審査申立て」という。）について、次のとおり弁明します。

1 弁明の趣旨

「本件審査申立てを棄却する。」との裁決を求める。

2 審査申立書記載の事実に対する認否

(1) 「3-1 本件選挙の概要」について

ア 同(1)について

認める。

ただし、「池澤候補」の認定通称名は「池沢たかし」であることから、以下「池沢候補」という。

イ 同(2)について

池沢候補が前西東京市副市長であることは認め、その余は不知。

なお、公職選挙法の解釈として、「氏名が類推されるような事項」とは直接的に氏名（本件でいえば「池沢たかし」）を類推させる事項であり、職名等はこれに当たらないと解されている。

ウ 同(3)について

平井候補が前逗子市長であることは認め、その余は不知。

エ 同(4)について

池沢候補の確認団体が「明日の西東京を創る会」（以下「確認団体」）



う。)であること、確認団体が申立人らの主張する事項が記載された法定1号ビラ及び法定2号ビラを作成したことは認め、その余は不知。

オ 同(5)について

不知。

カ 同(6)について

確認団体が法定1号ビラ及び法定2号ビラを当委員会に届け出たことは認め、その余は不知。

キ 同(7)について

認める。

(2)「3-2 本件処分庁の法解釈とその誤謬性」について

ア 同(1)について

認める。

イ 同(2)について

異議申出人らにおいて、異議申出書において当委員会の選挙の管理執行上の瑕疵を論難しておらず、同書面に申立人らが主張する記載があることは認め、その余は否認又は争う。

ウ 同(3)について

本件決定に申立人らが主張する記載があることは認め、その記載について申立人らが当惑したかは不知、その余は否認又は争う。

(3)「3-3 折り込まれた本件ビラの本件選挙に及ぼす影響の重大性」について

ア 同(1)について

本件決定に申立人らが主張する記載があることは認め、その余は不知又は争う。

イ 同(2)について

不知又は争う。

ウ 同(3)について

本件決定に「新聞に折り込まれた本件ビラの枚数は合計で28,900枚であるとのことであり、このほかに本件ビラが選挙地域内のほぼ全戸に配布されたと認めるべき根拠となる事実は認められない」との記載がある限度で認め、その余は不知。

エ 同(4)について

申立人らの主張する日に選挙管理委員会が開催され、同人らの主張する内容の審議が行われたこと、その会議録が西東京市のホームページで公開されていること及び確認団体代表への物件の提出依頼について異議申出人らに通知をしていないことは認め、その余は不知。

オ 同(5)について

本件決定に「このほかに本件ビラが選挙地域内のほぼ全戸に配布されたと認めるべき根拠となる事実は認められない」との記載がある限度で認め、

その余は否認又は争う。

「本件ビラが選挙地域内のほぼ全戸に配布されたと認めるべき根拠となる事実は認められない」とは、文字どおり、「ほぼ全戸に配布された」と認定する根拠となる事実が確認できていないという趣旨であり、「28,900枚の配布以外に配布はないと認定した」ものではない。

カ 同(6)について

本件決定において、池沢候補と平井候補の得票差を決定の理由として考慮していないことは認め、その余は争う。

キ 同(7)について

本件決定において、池沢候補と平井候補の得票差について言及がないこと、申立人らの指摘する判例にその主張する記載があることは認め、その余は争う。

(4)「3-4 本件処分庁による明文規定の違反について」について

ア 同(1)について

本件決定に申立人らの主張する記載があることは認める。

イ 同(2)について

争う。

ウ 同(3)について

争う。

エ 同(4)について

申立人らの主張する裁判例があることは認め、その余は不知。

(5)「3-5 選挙管理委員会について」について

ア 同(1)について

認める。

イ 同(2)について

認める。

ただし、「仁木孝之氏」は「二木孝之氏」である。

ウ 同(3)について

申立人らの認識については不知。

エ 同(4)について

否認又は争う。

オ 同(5)について

申立人らの選挙管理委員についての認識については争い、その余は不知。

カ 同(6)について

西東京市明るい選挙推進委員が当委員会と協力して明るい選挙推進運動を行っているという限度において認める。

キ 同(7)について

否認又は争う。

ク 同(8)について

否認又は争う。

(6) 「3-6 本件処分庁が『明日の西東京を創る会』を刑事告発する必要があったこと」について

ア 同(1)について
争う。

イ 同(2)について
認める。

ウ 同(3)について
本件決定に申立人らの主張する記載があることは認め、その余は争う。

(7) 「3-7 本件選挙結果を無効にすべきこと」について

ア 同(1)について
申立人らの認識については不知、その余は争う。

イ 同(2)について
池沢候補と平井候補の得票差、申立人らの主張する判例、裁判例にその主張する記載があること及び異議申出人らが「異議申し立て補充書(2)」を提出したことは認め、その余は争う。

なお、申立人らが引用する最高裁昭和29年9月24日第二小法廷の判例は選挙無効訴訟に関するものであるが、東京高裁昭和45年7月20日の裁判例は公職選挙法違反に係る刑事事件の公判に関するものであり、選挙無効に関するものではない。

ウ 同(3)について
申立人らの認識については不知、その余は争う。

エ 同(4)について
争う。

3 本件審査申立てに至るまでの経緯

- | | | |
|------|-----------|---------------------|
| (1) | 令和3年1月31日 | 本件選挙告示 |
| (2) | 令和3年2月7日 | 本件選挙投票日 |
| (3) | 令和3年2月7日 | 本件選挙開票日 |
| (4) | 令和3年2月22日 | 異議申出書提出 |
| (5) | 令和3年3月22日 | 確認団体代表者への物件提出依頼 |
| (6) | 令和3年3月26日 | 異議申出人総代による口頭意見陳述 |
| (7) | 令和3年3月26日 | 異議申出人らからの証拠書類・証拠物提出 |
| (8) | 令和3年3月30日 | 決定書について当委員会で決定 |
| (9) | 令和3年3月30日 | 決定書を告示 |
| (10) | 令和3年3月30日 | 決定書を発送 |
| (11) | 令和3年3月31日 | 異議申出人総代に決定書を送達完了 |

4 本件審査申立てに対する当委員会の意見

(1) 申立人らは、法第 202 条第 2 項に基づいて本件審査申立てを行っていることから、法第 205 条第 1 項に基づいて、本件選挙を無効とすべきかどうか問題となる。

(2) この点についての当委員会の判断は、本件異議申出に対する本件決定において述べたとおりであるが、要約すると以下のとおりである。

ア 法第 205 条第 1 項は、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り」、選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならないとしている。

イ ここに「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、主に選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること又は明文の規定に反しないとしても、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指すとされている。

そして、選挙人、候補者、選挙運動員等の選挙の取締りないし罰則規定違反は、原則として、同項の「選挙の規定に違反することがあるとき」には該当しないと解され、ただ、例外的に、そのような違反行為により選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、選挙を無効としなければならないことも考えられないではないとされている。

ウ 本件においては、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反し、又は明文の規定に反しないとしても選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたと認めるべき根拠となる事実は確認されなかった。

また、選挙人、候補者、選挙運動員等の選挙の取締りないし罰則規定違反により選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じたと認めるべき根拠となる事実も確認されなかった。

エ 従って、本件選挙を無効とすべき事実は認められない。

(3) 上記当委員会の判断に対し、申立人らは、法定 1 号ビラの記載や、法定 2 号ビラの記載が法の規制する「氏名又は氏名が類推されるような事項」に該当すると主張し、当委員会においてこれらの記載を修正させ、あるいはビラの発行と配布を禁止すべきであったのにこれをしなかったと主張するが、公職選挙法の解釈としてこれらの申立人らの主張のようには解することはできない。

また、申立人らは、本件ビラは全戸に配布されたと認めるべきであり、これにより選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたと認められると主張するが、本件異議申出に係る審理並びに本件審査申立てにおける申立人らの主張及びその提出する資料によっても、これらの申立人らの主張を認めるに足りる事実は認定できない。

なお、申立人らは、本件決定において池沢候補と平井候補の得票差についても言及すべきであったと主張するが、法第 205 条第 1 項は、選挙を無効とすべき場合を「選挙の規定に違反することがあるとき」のうち「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限定しており、「選挙の規定に違反することがあるとき」に該当しない場合には、同項に該当しないことは明らかであるから、本件決定において得票差について言及する必要性は認められない。

(4) 結語

以上のとおり、本件選挙を無効とすべき理由はないと認められることから、法第 216 条第 1 項において準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき、本件審査申立ては、棄却されるべきである。

5 添付資料

- (1) 令和 3 年 2 月 7 日執行西東京市長選挙選挙録（写）
- (2) 本件審査申立人が提出した異議申出書（写）
- (3) 物件の提出について（写）
- (4) 本件審査申立人が提出した異議申し立て補充書（写）
- (5) 口頭意見陳述聴取結果記録書（写）
- (6) 本件審査申立人に交付した決定書（写）
- (7) 本件審査申立人への決定書送達記録（写）